

木造を利用した官庁施設の整備コスト抑制手法に関する検討会（第6回）議事録

日 時 平成26年3月9日（月）13:30～15:30

場 所 中央合同庁舎第2号館13階営繕部入札室

1. 開 会
2. 前回議事の確認
3. 【仮称】木造事務庁舎における合理的な設計方法の留意事項（案）
  - ・全体概要
  - ・本文
  - ・参考資料（ケーススタディ検証結果含む）
4. 閉 会

(配布資料)

- 資料1 第5回検討会の指摘事項と対応案
- 資料2-1 【仮称】木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項（案）  
「全体概要」
- 資料2-2 【仮称】木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項（案）  
「本文」
- 資料2-3 【仮称】木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項（案）  
「参考資料」

(出席者)

- 委員 大橋座長、稲山委員、大倉委員、小野委員、川鍋委員  
事務局（国土交通省官庁営繕部）  
整備課長、木材利用推進室長  
オブザーバー（林野庁林政部）  
木材利用課 課長補佐、木材産業課 係長

## ■ 2. 前回議事の確認（資料 1）

※事務局から、前回検討会に対する対応について説明。

- ・まとめかたとして、「手引き」から「留意事項」といった形式とする。
- ・検討対象とする耐火建築物等の考え方について。
- ・流通調査等の調査結果について
- ・スパン・シミュレーション調査結果について
- ・ケース・スタディ検証結果について
- ・【仮称】木造事務庁舎における合理的な設計方法の留意事項（案）の構成について

## ■ 3. 【仮称】木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項（案）（資料 2-1）

※事務局から、「木造建築物の設計の経験が少ない建築技術者」が、木造建築物の設計にあたり、木材に関わる情報、収集方法、活用方法、必要以上のコストを生じさせることのない合理的な設計が行える旨の留意事項の特徴、構成について説明。

（委員）初めに説明頂いた「留意事項の特徴」のところで、木材を供給する製材工場との情報交換が構築されれば、情報環境の向上につながることは重要。更にさかのぼると地域の林業者が「森林経営計画」を作成する上で、設計者、建築側の情報があればネットワークができ、地域材の活用に役立てられる。

木材調達に関する留意事項の「地域特性の考慮」のところで、どのような材料がその地域で出るのが、また供給の仕組みまで考慮しないといけないと思うが、記載するとまとめるのが大変である。

（事務局）「地域性への考慮」について各地域の詳細情報の記載は難しく、「地域性を考慮した設計とすること」程度の記載とする。

## ■ 3. 【仮称】木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項（案）（資料 2-2）

※（事務局）総則について、目的と背景、適用の範囲、構成についての説明後、第 2 章「木材調達に関する留意事項」の 2. 1～2. 5 について説明。

（委員）参考資料 1 の「留意事項のエッセンス」が非常に分かりやすいので、1 章のどこかに載せるか、本編をもう少し分かりやすく太字や囲みとか箇条書きとかで工夫したほうがよい。

（委員）2. 2 の留意事項の JAS 工場で扱っている木材・加工能力の把握で、全体の生産能力ではなく、個別に対応できる供給量を把握しておかないと発注した際に困る事にな

るので、個別供給量を意識した調査にしたほうがよい。

(委員) このような調査について、データベースにして外に公表したほうがよい。個別の供給量については、限界があることは有力な情報で、急に大量に発注しても供給されないのは問題なところ。

(委員) 今現状のJASの供給割合、住宅木材のJASの供給割合が大体のどれくらい出ているかの目安、統計などがあれば、調達するのは難しいことだということが分かる。

(委員) JAS工場が1つもない県があるわけだからそういう情報がほしい。

(事務局) この調査票は設計前の段階で、通常出荷している全体出荷量を把握することとしている。現在のところ設計の際に、参考にすることを目的に調査を依頼しており、対外的な公表は考えていない。設計側でほしい情報を調査票で収集する事が広まれば、工場側から新たな情報の公開とともに情報環境の向上も期待できる。

林政部局や、各都道府県のホームページ等で情報を提供しているところもある。参考資料にて、各県のJAS認定工場数、出荷実績をリスト化したものを参考に掲載している。

(委員) 2. 1 庁舎に必要な木材の概数量の把握の調査結果の表でD研修施設の数値がかなり低いが、特殊な建物だと記憶しているので、条件が違うのであれば、D施設は除き、参考資料のほうでアスタリスクを付け注記をすること。

(委員) 2. 3のタイトルですが、もっと分かりやすく素直に「流通していない木材の把握」とか、「入手が困難な木材の把握」というようにすること。

※(事務局) 第3章「主要構造部における木材利用」に関する留意事項の3. 1～3. 6について説明。

(委員) 木造計画・設計基準では、木材は、JAS材を使うことを前提としているのは、構造耐力上主要な柱及び横架材だけだと思うが、建築基準法施行令46条2項ルートになった場合にJAS材を使うことになり、この建築基準法施行令46条2項ルートにならない耐力壁構造で壁量規定を満たすように設計したものであれば、無等級材でもよい解釈だと認識している。

(委員) 公共建築の構造材は、全てJAS材とする必要があると思う。無等級材の強度というのは、旧JASの一等の品質管理をしたもので無なければ、強度が確認できない。構

造材の材質や性能が分からないものでは、建築材料としては扱うのに困るのではないか。

(委員) 構造耐力上主要な柱、横架材については、原則JAS材使用すると書いたほうがよい。

(委員) 参考資料36頁の在来構法用金物の写真は、少し特殊で羽子板ボルトのような写真に、また特殊金物の写真もドリフトピンが多く打たれているような写真に入れ替えたほうが良い。

(委員) □ の在来構法用金物と② の金物構法用金物の文章で梁勝ちとか柱勝ち以降の文は一概に言えないので、無いほうが良い。

※(事務局) 第4章「住宅用建材等の利用」に関する留意事項の4. 1、2について説明。

(委員) 33頁の「樹種別適正使用部位一覧」の文で、造作材の適正な使用部位のところは、これは厳格に決まっているわけではないので、「一般的」にしたほうがよい。

※(事務局) 参考資料「ケーススタディ」検証結果について説明。

特に意見無し。

※全体として

(委員) 留意事項のダイジェスト版、エッセンスについて、本編の後ろ等に付け、すぐに引き出せるようにしたほうがよい。